

東京電力福島第一原子力発電所の事故調査に係る当面の計画等について

令和2年3月23日

原子力規制庁

1. 当面の事故調査計画

令和2年度における東京電力福島第一原子力発電所の事故調査に係る当面の現地調査は、事故分析を進める上で優先度の高い以下の事項を実施する。

(1) 3号機原子炉建屋

① 建屋天井梁の状態調査

原子炉建屋における水素爆発の影響による建屋の損傷範囲や爆発に寄与した水素量を把握するため、4号機の損傷状態との比較も含め、3号機原子炉建屋2階における天井の損傷状況等を調査する。

② 4階付近の高線量箇所の調査

原子炉格納容器上部からの放射性物質の放出経路と考えられる4階原子炉ウェル西側の高線量箇所について、3階天井部から測定機器を送り込み、線量や施設の状態を調査する。

(2) 2号機原子炉建屋

原子炉建屋内において、原子炉格納容器トップヘッドフランジ以外の場所からの放射性物質等の漏えいの可能性を検討するため、原子炉建屋内の線量分布・汚染状況を調査する。

(3) 3次元レーザースキャナによる建屋及び施設の形状測定

① 上記(1)①と合わせて、水素爆発の影響を調査するために、原子炉建屋の変形状況及び原子炉建屋内梁損傷部周辺の寸法を精密測定する。

② 1号機ベント時のベントガスの1/2号機排気筒下部における挙動を分析するために、1/2号機排気筒下部やSGTS配管等の形状について精密測定する。

(4) 上記以外に今後実施することが必要な調査項目

① 1号機及び2号機SGTSフィルタユニット等線量測定

② 1号機真空破壊弁の状態調査

※(1)から(3)の調査は状況に応じて本年4月から5月にかけて実施の予定

2. 職員の被ばく管理について

上記1. に掲げる調査のうち、1. (1)及び(2)は高線量下の作業となることが避けられない。その他の調査も含め、調査を行う職員の被ばく管理にあたっては、担当する職員の割り当てを工夫することや調査項目を精査して作業時間を短縮するなど、職員の被ばくをできるだけ少なくするよう努め、1年間の管理目標である20mSvを超えないよう管理する。

ただし、追加調査の必要が生じ、1年間の管理目標を超えることなどが見込まれる場合には改めて報告する。